

河川はん濫時の対応

4-2 河川はん濫時の対応（基本対応及びその流れ）

本項については、水防法第15条の3第1項にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

1 注意体制

【吉野川】 吉野川はん濫注意情報（洪水注意報）が発表されている場合

※ 池田ダムの放流量（毎秒1万トンを超える放流）に注意する。

STEP 1 児童生徒等の下校の判断

管理職	<ul style="list-style-type: none"> 授業を継続すれば、児童生徒等の下校が不可能になる状況と判断される場合 通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに、校長が判断する。 (児童生徒等を下校させる ・ 児童生徒等を学校に待機させる)
教職員	<ul style="list-style-type: none"> 総括は、テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト、川の防災情報）等で最新の情報を収集する。

2 警戒体制

【吉野川】 吉野川はん濫警戒情報（洪水警報）が発表されている場合

※ 池田ダムの放流量（毎秒1万トンを超える放流）に注意する。

STEP 2 児童生徒等の避難の判断

避難場所 学校の教室または体育館

管理職	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路の安全確認をしながら、避難を開始する。 避難経路の安全確認ができない場合や校内を避難場所としている場合、児童生徒等を校舎内の高所へ避難させる 避難した場合は、市教育委員会へ連絡する。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部は、各業務分担に応じて対応する。

※ 吉野川については、吉野川左岸の越水・破堤から本市の浸水までに時間があるため、警戒体制の段階では避難を開始せず、非常体制になった段階で避難を行う。

3 非常体制

【吉野川】 鳴門市より避難指示（緊急）が発令された場合

※ 池田ダムの放流量（毎秒1万トンを超える放流）に注意する。

STEP 3 避難後の安全確保

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安全確認 ・地域住民が避難してきた際の誘導（災害対策本部に連絡・指示を受ける。）
------------	--

STEP 4 避難後の学校の対応

避難所の開設

教職員	・鳴門市より避難所開設の依頼があったときは、避難所の開設支援にあたる。
------------	-------------------------------------

<p>〈校内の安全管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の被害状況等の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置を行う。 ・情報収集：河川の情報収集，雨雲の規模と今後の動き，洪水，高潮，土砂災害等の二次災害の危険性の情報を把握する。 ・教務委員会への連絡：学校内外の被害の状況，臨時休校措置の報告，指導事項の確認等 ・外部との対応：保護者等やマスコミからの問い合わせに対する対応窓口を一本化して対応する。 <p>〈避難所開設の支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川のはん濫，あるいは危険性のため避難勧告等が発令され，鳴門市より避難所の開設依頼があったときは，避難所運営支援にあたる。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡しについて

管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・河川のはん濫等で帰宅することができない児童生徒等を学校内で待機させている場合や避難場所に避難した場合の対応については，洪水が収まり，各種警報等も解除され，通学路及び避難経路の安全及び交通機関の運行状況について慎重に確認した上で，校長が判断する。 <p style="text-align: center;">（ 学校，避難場所で継続して待機させる ・ 保護者へ引き渡す ）</p>
------------	---

■情報収集

収集する情報	収集方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報 	テレビ, ラジオ, 電話 インターネット <ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/tokushima/ ・ 気象庁レーダーナウキャスト http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位到達情報 ・ 洪水予報 	インターネット <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省「川の防災情報」(国管理河川=吉野川, 旧吉野川) http://www.river.go.jp/ ・ 徳島県県土防災情報管理システム(県管理河川=新池川) http://www1.road.pref.tokushima.jp/ ・ 気象庁 指定河川洪水予報(吉野川の洪水予報) http://www.jma.go.jp/jp/flood/ すだちくんメール
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川洪水浸水区域, 浸水深 	インターネット <ul style="list-style-type: none"> ・ 国交省徳島河川国道事務所 吉野川水系吉野川, 旧吉野川・今切川洪水浸水想定区域図 http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/bousai/sinsui/top_index.html
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備・高齢者等避難開始 ・ 避難勧告 ・ 避難指示 	市公式ウェブサイト, 市公式ツイッター, 鳴門市しらせ隊, 防災無線 テレビ鳴門データ放送, 広報車両 など

■安全に避難するための備え

項目	準備物
情報収集・伝達	ラジオ, タブレット, 携帯電話, 拡声器
避難誘導	名簿, 携帯電話, 懐中電灯, 拡声器 一時避難のための食糧・水・防寒着・雨具

注意報・警報等が発表された・洪水等が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所・避難経路・判断基準等
1 注意 体制	<p>○吉野川 <u>はん濫注意情報（洪水注意報）</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○状況に応じて児童生徒等を下校させる。 ○児童生徒等を学校に待機させる。</p>	<p>児童生徒等を下校させる場合の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業を継続すれば、児童生徒等の下校が不可能になる状況と判断される場合 ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
2 警 戒 体 制	<p>○吉野川 <u>はん濫警戒情報（洪水警報）</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○避難させる。 ○避難経路の安全確認ができない場合や校内を避難場所としている場合、児童生徒等を校舎内の高所へ避難させる。 ○吉野川については、原則この段階では避難を開始せず、非常体制になった段階で避難を行う。</p>	<p>児童生徒等を避難させる場合の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・避難経路の安全が確保されている。
3 非 常 体 制	<p>○吉野川 <u>避難指示（緊急）発令</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○避難場所での安全確保</p>	<p>避難場所への避難</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 避難場所 北・南校舎 2 F の指定教室</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2 避難経路 ※別紙添付</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>3 避難場所の割り振り 北校舎 2 F 4-1：4年, 5-1：5年, 6-1：6年 南校舎 2 F 1-1：1年, 2-1：2年, 3-1：3年</p> </div>